

第 36 回

農業委員会総会議事録

平成 26 年 6 月 27 日(金)

幕別町農業委員会

第 36 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 26 年 6 月 27 日（金）午後 1 時 57 分から午後 2 時 50 分まで

2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室

3 出席委員（24 名）

会長	25 番	杉坂	達男
会長職務代理者	24 番	谷内	雅貴
委員	1 番	国枝	隆幸
	2 番	香西	浩志
	3 番	前川	厚司
	4 番	大野	和也
	5 番	大道	健實
	6 番	小原	喜久雄
	7 番	石川	雅洋
	8 番	尾藤	欣二
	9 番	向井	知己
	10 番	杉本	義昭
	11 番	鯖戸	英明
	12 番	田邊	忠幸
	13 番	高橋	秀樹
	14 番	鬼頭	良市
	15 番	東口	政秋
	16 番	蛭原	一治
	17 番	森	勤子
	19 番	白木	孝和
	20 番	岡崎	稔
	21 番	宗廣	武夫
	22 番	加藤	宏
	23 番	齊藤	一男

4 欠席委員（1 名） 18 番 中島 孝

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 選任委員の就任
- 4) 諸般の報告
- 5) 報告

第 1 号	農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可について
第 3 号	農地等一時転用に係る復元状況の報告について
第 4 号	農地基本台帳整備に係る現況地目の確認について
第 5 号	所有権移転に係る利用調整結果の報告について

6) 議案

- 第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 3 号 農地法第 4 条許可に係る事業計画の変更について
- 第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 5 号 現況証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋 宏邦
忠類支局長	天羽 徹
農地振興係長	鯨岡 健
忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
農地振興係主査	佐瀬 洋美
農地振興係主事	川本 貴士

7 会議の概要

議長	それでは定足数に達しておりますから、ただいまから第 36 回農業委員会総会を開催いたします。
議長	次に議事録署名委員を規則により指名をいたします。議事録署名委員には 23 番齊藤委員、24 番谷内代理を指名いたします。宜しくお願いします。
議長	次に選任委員の就任について議題といたします。十勝農業共済組合の推薦委員でありました山田学委員が平成 25 年 3 月 4 日付で辞任され、その後空席でありました。この度、新たに大野和也氏が十勝農業共済組合の推薦により 6 月 1 日付で幕別町長より農業委員に選任されましたのでご紹介を申し上げます。それでは大野委員、自己紹介をお願いいたします。
大野委員	千住の大野和也です。共済組合の理事を 6 月 1 日、農業委員会の方も 6 月 1 日付ということで就任させて頂きました。どちらも初めてのことなので皆さんの色々ご指導頂きながら長くやっていきたいと思ひます。宜しくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。それでは次に議席の指定を行います。議席の指定は農業委員会規則によりまして欠員補充等により新たに就任した委員の議席はその委員が最初に出席すべき会議において議長が定めることになっております。従いまして、大野委員の議席は現在着席しております席を指定いたします。どうぞ宜しくお願いいたします。
議長	次に諸般の報告を申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第 4 条の規定により 18 番中島委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。

議長	それでは次に報告第1号「農地の賃貸者契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号の1番から18番までを説明いたします。
事務局	報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は、議案書1ページから5ページの18件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第1号1番から18番について、説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第1号1番から18番については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第2号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。報告第2号1番と2番を説明いたします。
事務局	報告第2号「農地法第4条の規定による許可について」農地法第4条の許可申請について下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書6ページの平成26年5月29日、第35回総会で審議された2件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお記載のとおり条件を付し平成26年6月26日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	報告第2号1番と2番を説明いたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第2号1番と2番は報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第3号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番から3番を説明いたします。
事務局	報告第3号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について農地として復元されていることを確認したので報告いたします。案件は議案書7ページ、8ページの平成25年5月31日、26年3月14日、平成25年7月31日に許可をしておりました3件でございます。平成26年5月27日、29日、6月9日付けでそれぞれ完了報告を受理し6月20日の現地調査で農地として復元されていることを確認いた

	しました。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第3号の1番から3番を説明いたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第3号1番から3番については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第4号「農地基本台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。報告第4号の1番を説明いたします。
事務局	報告第4号「農地基本台帳整備に係る現況地目の確認について」農地基本台帳整備に係る下記の農地の現況地目について農地・採草放牧地以外と確認したので報告いたします。案件は議案書9ページの1件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。6月20日の現地調査で農地・採草放牧地以外と確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第4号の1番を説明いたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですから、報告第4号の1番は報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第5号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。報告第5号の1番から3番を説明いたします。
事務局	報告第5号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告いたします。今月23日にそれぞれ町公社が利用調整を行った3件であります。内容につきましては記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第5号の1番から3番を説明いたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですから、報告第5号の1番から3番については報告のとおり承認されました。

議長	次に議案に移ります。議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第1号の1番と2番を説明いたします。
事務局	【議案第1号1番から2番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容はお手元にございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足をお願いします。
10番	説明いたします。この案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番と2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号1番と2番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第1号の3番と4番を説明いたします。
事務局	【議案第1号3番から4番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
13番	説明いたします。この案件は、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。宜しくをお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号3番と4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号3番と4番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第1号の5番と6番を説明いたします。
事務局	【議案第1号5番から6番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
5番	説明いたします。この案件は、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号5番、6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号5番、6番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第1号7番と8番を説明いたします。
事務局	【議案第1号7番から8番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22番	説明いたします。この案件は、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上

	で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号7番と8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第1号7番、8番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第1号9番から16番について説明をいたします。
事務局	【議案第1号9番から16番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書5ページから8ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
13番	説明いたします。この案件は、後継者への借り換えに伴うものでございます。また11番、12番の案件につきましては本来、地区担当委員は中島委員でございますが本日欠席しておりますので私の方から説明させていただきます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。宜しくをお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第1号9番から16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第1号9番から16番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第1号17番と18番を説明いたします。
事務局	【議案第1号17番から18番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書の9ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件

	を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11 番	説明いたします。この案件は、後継者への借り換えに伴うものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号 17 番と 18 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 17 番、18 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 1 号 19 番を説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 19 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 10 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
13 番	説明いたします。この案件につきましては、北海道農業公社から借り受けしている農地の利用権を後継者に移転するものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の移転については問題ないと思います。宜しくをお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号 19 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 1 号 19 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 1 号 20 番と 21 番を説明いたします。

事務局	【議案第 1 号 20 番から 21 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書の 10 ページ下段から 11 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
24 番	説明いたします。この案件は、今月 23 日に町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号 20 番と 21 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 1 号 20 番、21 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 1 号 22 番を説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 22 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書の 11 ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
10 番	説明いたします。この案件は、今月 23 日に町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。宜しくをお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号 22 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】

議長	異議なしといたします。よって、議案第 1 号 22 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 1 号 23 番を説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 23 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書の 12 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
13 番	説明いたします。この案件は、平成 21 年の 7 月に町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。宜しく申し上げます。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号 23 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 1 号 23 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 1 号 24 番を説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 24 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書の 12 ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
20 番	説明いたします。この案件につきましては、平成 21 年 9 月に町公社が利用調整を行ったものでございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権の移転については問題ないと考えております。詳細につきましてはただいま事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号 24 番について、原案

	のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 1 号 24 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 2 号の 1 番と 2 番を説明いたします。
事務局	【議案第 2 号 1 番から 2 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	これらの案件は別添農地法第 3 条調査書 1 ページ、2 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
10 番	説明いたします。去る 6 月 20 日、国枝委員、尾藤委員、事務局とで現地を確認いたしました但周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので宜しくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号 1 番、2 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号 1 番、2 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 2 号 3 番と 4 番を説明いたします。
事務局	【議案第 2 号 3 番と 4 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	これらの案件は、別添調査書の 3 ページ、4 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2 番	ご説明申し上げます。去る 6 月 20 日、尾藤委員、国枝委員、事務局とで現地を確認して頂きました。周辺農地の影響はないと考えております。なお詳細に

	については事務局説明のとおりでございます。宜しくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号3番と4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第2号3番と4番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第2号5番を説明いたします。
事務局	【議案第2号5番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
5番	説明します。去る6月20日、国枝委員、尾藤委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので宜しくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第2号5番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第2号の6番について説明をいたします。
事務局	【議案第2号6番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

11 番	説明いたします。この案件につきましては後継者への生前贈与の所有権移転になりますので周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございますので宜しく願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第2号6番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第2号7番を説明いたします。
事務局	【議案第2号7番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添農地法第3条調査書7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
20 番	説明いたします。この案件につきましては、後継者への生前贈与の所有権移転でございます。周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細については、事務局の説明のとおりでございますので宜しく願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第2号7番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第3号「農地法第4条許可に係る事業計画の変更について」を議題といたします。議案第3号1番を説明いたします。
事務局	【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】

事務局	この案件につきましては、平成 25 年 8 月 29 日の第 26 回総会で審議され、平成 25 年 9 月 26 日付けで許可を頂いたものであります。その後、平成 26 年 3 月 31 日付けで工事期間の延長に係る変更許可を頂いたところであります。申請者の農地転用は高規格道路建設に伴い移転を余儀なくされた案件でありまして、当初計画では申請者の営農計画上、倉庫 2 棟ということで転用をお願いしていたところでございます。その後転用の許可を受けまして転用工事が進められてきた訳ですが、申請者の年齢と限られた家族労働力、そして今後の営農計画及び作業機械の所有台数の関係から、倉庫を 2 棟建設するところを 1 棟としまして、建設を予定していた箇所を作業機械置き場として使用することが、申請者にとって今後も可能な限り農業を続けていくための最良の方策として今回事業計画の変更をお願いするに至った経緯であります。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいま説明いたしましたのは 3 号の 1 番で計画変更でございます。質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 3 号 1 番は原案のとおり決しました。
議長	次の議案第 4 号の 1 番についてなんですが、高橋委員が議事参与になりますから終わるまで退席をお願いします。 (13 番高橋委員退席)
議長	それでは、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 4 号を説明いたします。
事務局	【議案第 4 号 1 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は 1 年以内の一時転用であり農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。宜しく願いいたします。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
12 番	説明いたします。この案件につきましては、去る 6 月 20 日、国枝委員、尾藤

委員、事務局とで現地を確認してまいりました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので宜しくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決しました。

(13 番高橋委員着席)

議長

次に、議案第4号2番について、説明をいたします。

事務局

【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】

事務局

なお、770 から 774 番地についてですが、公図を取って確認しておりますが、地番界が確定しておりませんので、このような表記になっております。

事務局

この案件は、砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間1年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障はないため問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添審査表に記載されておりますとおりでございます。宜しくお願いいたします。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

10 番

説明いたします。この案件につきましては、去る6月20日国枝委員、尾藤委員、事務局とで現地を確認いたしましたが、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので宜しくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第4号2番は原案のとおり決しました。

議長	次に、議案第４号３番を説明いたします。
事務局	【議案第４号３番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件の申請地は農業用施設である牛舎等の建設に伴う転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添審査表に記載されているとおりでありますので宜しく願いいたします。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
23 番	説明いたします。この案件につきましては、育成牛舎の建設を目的とした転用でございます。去る６月２０日、岡崎委員、小原委員、事務局とで現地を確認しております。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。宜しく願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第４号３番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第４号３番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第４号４番を説明いたします。
事務局	【議案第４号４番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は農家住宅の建設に伴う転用でございます。なお、農地区分は第１種農地であります。第１種農地は原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべき者の育成、確保のための施設として位置付けられた農家住宅への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添審査表に記載されているとおりでございます。宜しく願いいたします。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
14 番	説明いたします。この案件につきましては、農振除外案件として先月２３日に現地を確認しております。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので宜しく願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第４号４番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第４号４番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第４号５番について、説明をいたします。
事務局	【議案第４号５番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は農家住宅の建設に伴う転用でございます。なお農地区分は第１種農地であります。第１種農地は原則不許可であります但本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべき者の育成、確保のための施設として位置付けられた農家住宅への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添審査表に記載されているとおりでございます。宜しく願ひいたします。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
11 番	ご説明申し上げます。この案件につきましては、農振除外案件として先月 23 日に現地を確認しております。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので宜しく願ひいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第４号５番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第４号５番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第５号「現況証明について」を議題といたします。１番について説明いたします。
事務局	【議案第５号１番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足を願ひいたします。

5 番	説明いたします。この案件につきましては地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る6月20日、国枝委員、尾藤委員、事務局とで現地を確認して頂き、農地・採草放牧地以外ということでご確認を頂いております。宜しくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第5号の1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第5号の2番と3番を説明いたします。
事務局	【議案第5号2番と3番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足をお願いいたします。
11 番	説明いたします。これらの案件につきましては地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る6月20日、国枝委員、尾藤委員、事務局とで現地を確認して頂き、農地・採草放牧地以外ということで確認頂いておりますので宜しくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第5号の2番、3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第5号の2番、3番は原案のとおり決しました。
議長	本日の議案は以上であります。以上をもって本日の会議を閉会いたします。

上記の会議の顛末を記たことに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

23 番

印

24 番

印

議長

印